

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年10月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300050 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300016 号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を5万円、請求期間②の標準賞与額を30万円、請求期間③の標準賞与額を16万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、請求者のB事業所における標準賞与額を18万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月 27 日

② 平成 28 年 12 月 27 日

③ 令和 2 年 7 月 29 日

④ 令和 2 年 12 月 25 日

私は、請求期間①及び②にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がなく、請求期間③には、賞与明細書令和2年度夏季(【参考】と印字あり。以下「令和2年夏季賞与明細書」という。)と研究手当明細書令和2年7月分(以下「研究手当明細書」という。)と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間④には、B事業所から慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）が1枚交付され、慰労金明細書に記載された支給額が慰労金として振り込まれた。当該慰労金は厚生年金保険料控除後の金額であると思われるが、当該慰労金について賞与としての年金記録がない。

請求期間①及び②に係る賞与支給明細書、令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、慰労金明細書並びに請求期間①から④までの各期間に係るA事業所及びB事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①から④までの各期間について賞与として記録してほしい。なお、請求期間④については、調査の結果、厚生年金保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間①は5万円、請求期間②は30万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間③の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間③においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる16万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①、②及び③について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（請求期間①及び②は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事

務所受付、請求期間③は令和2年10月27日D事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④について、上記研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに同僚の陳述により、慰労金についても請求期間③の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、請求者は、B事業所から慰労金明細書により確認できる標準賞与額18万9,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、18万9,000円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者のB事業所における請求期間④の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から18万9,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300053 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300017 号

第1 結論

請求期間①から④までの各期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を8万7,000円、請求期間②の標準賞与額を26万1,000円、請求期間③の標準賞与額を20万円、請求期間④の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、請求者のB事業所における標準賞与額を18万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年12月28日
② 平成28年7月27日
③ 平成28年12月27日
④ 令和2年7月29日
⑤ 令和2年12月25日

私は、請求期間①、②及び③にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がなく、請求期間④には、賞与明細書令和2年度夏季【参考】と印字あり。以下「令和2年夏季賞与明細書」という。）と研究手当明細書令和2年7月分（以下「研究手当明細書」という。）と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する

手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間⑤には、B事業所から慰労金令和2年12月分（以下「慰労金明細書」という。）が1枚交付され、慰労金明細書に記載された支給額が慰労金として振り込まれた。当該慰労金は厚生年金保険料控除後の金額であると思われるが、当該慰労金について賞与としての年金記録がない。

請求期間②に係る賞与支給明細書、令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、慰労金明細書並びに請求期間①から⑤までの各期間に係るA事業所及びB事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間について賞与として記録してほしい。なお、請求期間⑤については、調査の結果、厚生年金保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間①は8万7,000円、請求期間②は26万1,000円、請求期間③は20万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間④の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間④においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生

年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（請求期間①、②及び③は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 8 月 31 日年金事務所受付、請求期間④は令和 2 年 10 月 27 日 D 事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤について、上記研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、C 税務署及び日本年金機構の回答並びに同僚の陳述により、慰労金についても請求期間④の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3 月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第 3 条で規定される賞与と認められ、請求者は、B 事業所から慰労金明細書により確認できる標準賞与額 18 万 1,000 円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、18 万 1,000 円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者の B 事業所における請求期間⑤の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から 18 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。